

令和6年度「三重の持続可能な観光地づくり」情報発信サイト等制作業務
委託仕様書

1 業務の目的

当該業務は、三重県における持続可能な観光の取組を国内外に向けて発信し、インバウンドを含む新たな旅行者層を取り込み、県内への誘客促進ひいては宿泊者数の増加につなげ、「三重の持続可能な観光」(サステナブルツーリズム)のブランディング化を図るとともに、地域住民の観光産業に対する理解を深めてもらうことを目的に委託するものです。

2 委託業務名

令和6年度「三重の持続可能な観光地づくり」情報発信サイト等制作業務

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

4 業務内容

以下に掲げる業務を行うこととし、業務を実施するにあたっての手法を、可能な限り具体的に提案すること。

(1) 英語版特設サイトの作成

ア 令和5年度に作成した特設サイト「持続可能な観光地づくり三重」(<https://www.kankomie.or.jp/special/sustainable/>)日本語版サイト(以下「日本語版サイト」という。)を英語に翻訳の上、英語版特設サイト(以下「英語版サイト」という。)として新たに作成すること。なお、URLパスについては受託後、三重県観光連盟(以下「観光連盟」という。)と協議の上、決定すること。また、作成にあたっては、日本語版サイト・英語版サイト相互へのアクセスが可能となるよう、言語切替ボタンなどを設けること。

イ 英語版サイトはセキュリティの観点から日本語版サイトと同様、静的ページにより作成すること。

ウ 英語版サイトの作成に必要なテキスト・画像等の素材は、日本語版サイトのものを使用すること。

(2) 「観光三重」レポート記事等の作成

ア 旅行者のトレンドを捉えた三重ならではのサステナブルな取組を紹介する記事を2本以上、日本語版・英語版でそれぞれ作成(合計4本以上)すること。なお、日本語版は<https://www.kankomie.or.jp/>に、英語版は<https://visitmie-japan.travel/en/>において公開することを前提とする。また、作成する記事のテーマ・切り口について、1本以上は日本人旅行者向け、もう1本以上は外国人旅行者向けの内容で作成すること。作成にあたっては、インターネット等による調査、施設・関係者への聞き取りなどにより日本人旅行者、外国人旅行者それぞれの興味・関心を分析し、それらを提案時に示すこと。

イ アで作成する記事の構成は「写真+本文」の1セットを基本とし、20セットを

目安とすること。なお、記事のテーマや構成の関係上、セット数が増減してもよい。また、取材にあたっては、必ず現地で実施し、幅広い関係者から聞き取りを行うとともに、写真撮影、必要に応じて動画撮影を行うこと。

ウ アで作成する記事の内容は、日本語版・英語版それぞれの「観光三重 CMS」に入力し、納品すること。

※受託者には別途「観光三重 CMS」のログインに必要な ID・パスワードをお知らせします。

エ アの記事作成にあたり、取材先・コンテンツについて提案すること。また、提案にあたっては選定の意図・狙いを説明すること。なお、取材先の例は以下のとおり列挙するが、例にある取材先を提案する場合もその選定の意図・狙いを説明すること。

(例) 熊野古道、真珠

オ アの記事作成について、取材先の調整、取材先への記事内容の確認などの一切について受託者で実施すること。

(3) 既存のレポート記事及び動画並びに SNS 投稿案の英語翻訳

ア 令和5年度に作成した以下(ア)～(エ)の記事の英語翻訳を行うとともに、英語版観光三重 CMS へその内容を入力すること。なお、(ア)(イ)の翻訳を行うにあたっては、単に翻訳するだけでなく、ヒアリングやインターネットにおける検索等で外国人旅行者のトレンドを調べ、それらの内容を提案の上、記事に反映させること。

(ア) 二千年の歴史、伊勢神宮。受け継がれてきた伝統に見る本当のサステナビリティとは

<https://www.kankomie.or.jp/report/1728>

(イ) 古来より続いてきた鳥羽・志摩の海女。「明日も海とともに生きたい」

<https://www.kankomie.or.jp/report/1719>

(ウ) いなべ・宇賀溪の自然を守り、伝え、アウトドアで学びの場に。

<https://www.kankomie.or.jp/report/1722>

(エ) 関宿から伝える。わが町の素晴らしさと、自然の中に身を置く暮らしの豊かさ。

<https://www.kankomie.or.jp/report/1735>

イ 令和5年度に作成した動画 (<https://www.youtube.com/watch?v=C04rfiHpSVU>) を英語翻訳し、編集すること。なお、動画の編集を行うにあたっては、動画作成事業者である株式会社 new end. (以下「動画作成事業者」という。) と調整の上、実施するとともに、編集にかかる費用は、見積金額に含めること。

【動画作成事業者連絡先】

担当者：中川 メールアドレス：info@newend.jp

ウ アイで英語翻訳された記事及び動画は、(1) アで作成する英語版サイトに掲載すること。

エ 観光連盟が作成する日本語版 SNS 投稿案にかかる英語翻訳を行うこと。日本語版 SNS 投稿案は別途観光連盟から提供する。

(4) 独自提案

- ア 日本語版サイト、英語版サイトそれぞれのアクセス数を増加させるため、短尺動画や WEB 広告などを活用したサイトの周知及び PR の効果的な手法を 2 件以上提案すること。また、実施にかかる費用を見積金額に含めること。
 - イ 日本語版サイト、英語版サイト及び記事の内容に関係するキーワードの検索ボリュームなどをふまえ、日本語版サイト、英語版サイトそれぞれの目標アクセス数を設定し、提案すること。
 - ウ アイに加え、インフルエンサー（個人のブログなどで三重県の情報を積極的に発信している人や、三重県の魅力を「観光三重」で発信している「みえ旅アンバサダー」を含む。）をモデルとして活用し、またはインフルエンサーが保有する自身の SNS アカウントにおいて発信してもらうなどサステナブルツーリズムのブランディング化に向けた具体的な手法があれば提案すること。なお、提案する場合は、実施にかかる費用を見積金額に含めること。
- (5) その他
- ア サイトについては特定のブラウザに依存することなく、Chrome、Firefox、Safari、Microsoft Edge において最新版の利用を可能とし、旧版（サポート期間があるもの）の動作についても留意すること。
 - イ (1)～(4)の業務の実施にあたり、業務体制、具体的なスケジュールを提案すること。
 - ウ (1)～(4)の業務のうち、英語翻訳が含まれるものはネイティブチェックを必ず実施すること。なお、実施にかかる費用は見積金額に含めること。

5 委託経費及び支払い条件等

- (1) 委託費は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。
- (2) 受託者が、委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくはすでに支払った委託費の額の一部又は全部を観光連盟に返還する。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

6 実績報告書等の提出

委託業務が完了したときは、次のとおり委託業務完了報告書を観光連盟に提出すること。

- (1) 報告期限：令和 7 年 3 月 14 日
- (2) 記載事項
 - ア 委託業務名
 - イ 契約金額
 - ウ 契約日、契約期間
 - エ 完成年月日
 - オ 実施した業務概要
 - カ その他、事業実施の説明に必要な書類

7 その他業務実施上の条件

(1) 関係法令の順守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、観光連盟の承認を得ないで委託事業の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び再委託の金額等について記載した書面を観光連盟に提出し、観光連盟の承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者が本事業を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 成果物の所有権

本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに観光連盟に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち観光連盟又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって観光連盟に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

(6) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受託者は、業務の履行に当たって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

ウ 観光連盟に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、観光連盟と協議を行うこと。